

## 「第四期小山市職員子育て支援行動計画」令和2年度実施状況報告

「次世代育成支援対策推進法」(平成15 年法律第120 号)に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として実施している「第四期小山市職員子育て支援行動計画」について、令和2年度の事業実施状況を公表いたします。

### (1)取組内容

#### ① 男性職員の子育てに関する休暇及び育児休業等の取得促進

・育児休業等の制度や手続き等についての個別説明を行いました。

#### ② 所属内意識の醸成

##### 【職員研修の実施】

・令和2年3月に策定した「第四期小山市職員子育て支援行動計画」において掲げた数値目標(「男性職員の育児休業取得率40%、女性職員の育児休業取得率100%」)実現のため、また、ワーク・ライフ・バランスの推進における仕事と育児・介護の両立について、所属長をはじめとする各所属の理解・協力が不可欠であることから、管理監督者研修にて、育児休業制度および介護休業制度の説明を行いました。

日程:令和2年10月22日

##### 【子育て支援ガイドブックの配布】

・平成28年度に管理職以上の職員がイクボス宣言を行っており、令和3年3月改訂版として、令和2年度に育児休業を取得した男性職員5名の体験記を掲載した「子育て支援ガイドブック」を作成し、職員の子育て支援、制度周知を行いました。

##### 【時間外勤務の縮減】

・毎週水曜日のノー残業デー及び毎月8日の「わ食の日」、毎月22日の「パートナーシップの日」、月末金曜日の「プレミアムフライデー」に庁内放送及び庁内掲示板等により定時退庁を促しました。  
・定時退庁日は所属長が午後6時までに事務室内を消灯することとし、やむを得ず時間外勤務を行った職員の振替取得の確認を行いました。

##### 【休暇取得の促進】

・年次有給休暇取得促進のため、所属ごとに休暇取得計画表を作成することとしました。また、休日が飛び石となっている合間に年次有給休暇を取得する「ブリッジホリデー」の啓発を行いました。

##### 【多様な働き方】

・育児や介護等と仕事を両立する職員に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用を推奨し、多様な働き方の推進を図りました。

## (2)目標値

### ① 育児休業取得率

目標:育児休業取得率 男性40% 女性100%

表1:育児休業の取得状況

年度	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (A)	当該年度中に新たに 育児休業が取得可能 となった職員数(B)	取得率 A/B	新規取得者数 (A')	当該年度中に新たに 育児休業が取得可能 となった職員数(B')	取得率 A'/B'
30(参考)	9人	31人	29.0%	13人	13人	100%
R1(参考)	6人	25人	24.0%	11人	11人	100%
R2	17人	29人	58.6%	12人	12人	100%

※1「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するために休業をすることができる制度。

※2「取得率」とは、令和2年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合。なお、令和2年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員（令和2年2月3日から令和3年2月2日までに出産した女性職員）。

参考:男性職員の育児休業平均取得日数および取得日数毎内訳

年度	平均取得日数	取得日数が1か月未満の職員数	取得日数が1か月以上の職員数
R2	48.1日	11人	6人

※取得日数が30日を超えた場合を「1か月以上」とする。

参考:3歳未満の子をもつ男性職員の育児休業取得率

年度	育児休業取得者数(A)	3歳未満の子をもつ男性職員(B)	取得率 A/B
R1(参考)	6人	84人	7.1%
R2	17人	84人	20.2%

※男性職員のうち、育児休業を取得できる対象者に対して、取得した職員の割合。

### ② 年次有給休暇の取得状況

目標:年次有給休暇の取得目標日数 12日（最低取得日数年間6日）

表2:年次有給休暇の平均取得日数

令和2年度	令和元年度(参考)
12.0日	12.4日